

平成 29 年 12 月 14 日

喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄 殿

提出者 坂 内 鉄 次

賛成者 上 野 利 一 郎

〃 矢 吹 哲 哉

〃 後 藤 誠 司

〃 渡 部 勇 一

〃 渡 部 孝 雄

議会案第 10 号 主要農作物種子法の廃止に伴う万全の対策を
求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

主要農作物種子法の廃止に伴う万全の対策を求める意見書

先の通常国会で主要農作物種子法（種子法）を廃止する法律が成立した。

種子法は、種子に対する国や都道府県の公的役割を明確に規定した世界に誇るべきものであり、稲、麦及び大豆の原種及び原原種の生産並びに優良品種（奨励品種）を指定するための検査等を義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売することで、農家の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた。

種子法の廃止により、これまでの種子法に基づいた都道府県の取組が後退することがないように予算確保の措置等、万全の対策が求められている。

また、地域の共有財産である「種子」が民間事業者任せられ、改良された新品種に特許がかけられた場合、農家はその特許の実施料を支払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されている。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 都道府県の取組が後退することのないよう予算確保の措置等を行うこと。
- 2 地域の共有財産である「種子」を民間事業者任せることのないよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日

喜多方市議会議長 佐藤 一 栄

【意見書提出先】

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	伊達 忠一	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
農林水産大臣	齋藤 健	殿